

令和3年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要（1日目）

日 時：令和3年4月20日（火） 午前10時～

場 所：職員会館メルクス 2階中小会議室

出席者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、
宮崎委員、吉弘委員 以上9名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

議事の概要

1 前回会議の概要報告

—意見や異論等はなく、会議概要は確定される。—

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

粗大ごみ収集業務において、ごみ収集支援システムのリプレイスに伴い、粗大ごみ収集申込者の情報を業者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：環境部資源循環推進課

実施機関：資源循環推進課（中山補佐、牧）

—資料をもとに資源循環推進課から説明—

（A委員）今までは購入したステッカーを粗大ごみに貼っていたが、オンラインにより申込みをする場合は、どのようにするのか。

（実施機関）オンラインで申込みを完了させると、受付番号が表示される。その受付番号を粗大ごみにガムテープを貼って書き込む等の任意の方法で記入してもらい、収集員が受付番号を確認した上で、粗大ごみを収集する。

（A委員）今後ステッカーは使用しないのか。

（実施機関）ステッカーは電話申込みを受けた際に使用する。また、オンラインで申込みをした場合においても、支払の方法としてステッカーの購入を選択することが可能である。

（A委員）その場合、申込者にステッカーを送付するのか。

（実施機関）市からステッカーの送付はしない。申込者は、ステッカーを金融機関等で購入することになる。

（B委員）業者とは何の業者のことをいうのか。

（実施機関）ごみ収集支援システムの開発と維持管理を行っている業者のことである。

（B委員）粗大ごみの収集等は、委託しているのか。

（実施機関）粗大ごみの収集と申込みの受付業務を、それぞれ別の業者に委託している。

(B委員) 利用者がオンラインで申込みをする際に個人情報を入力することは、オンライン結合に該当しないという整理でよいか。

(事務局) 市が個人情報を入力するわけではなく、システムの利用者が自ら情報を入力するため、オンライン結合には該当しないと整理している。

(C委員) 利用者がシステムに個人情報を入力することが問題ではなく、市が申込者の個人情報をシステムに入力することがオンライン結合に該当するため諮問しているという整理でよいか。

(実施機関) そうである。

(B委員) システムのクラウドサーバはどの国にあるのか。

(実施機関) 大分市の会社にクラウドサーバがあり、そこで全て管理している。

(D委員) 今回委託する業者が管理しているサーバが大分市にあるということか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

食品営業許可業務において、クラウドサーバを活用した食品衛生申請等システムの導入に伴い、食品営業許可申請者等の情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所衛生対策課

実施機関：保健所衛生対策課（山口課長、須子補佐）

—資料をもとに保健所衛生対策課から説明—

(D委員) 許可申請をする団体がインターネットを通じて申請することが問題ではなく、紙媒体による申込みがあった場合に、紙に記載された個人情報をシステムに入力する行為がオンライン結合に該当するため、今回諮問しているという整理でよいか。

(実施機関) そうである。

(D委員) システムに入力する個人情報の中に市が把握している食品衛生法第52条第2項に規定する処分違反や許可取消に関する事項などの過去の情報も含まれるのか。

(実施機関) 入力する情報は、システム導入後になされる申請等に係る情報のみである。市が把握している処分違反や許可取消に関する情報は含まれない。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件 3】

久留米市個人番号カード Web 予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カード Web 予約システムのサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関：市民文化部市民課

実施機関：市民課（中川原課長、澁田主査）

—資料をもとに市民課から説明—

(C委員)既に個人番号カードを交付されている者の個人情報も提供の対象となるのか。

(実施機関)既に個人番号カードを持っている者の個人情報は提供しない。今後個人番号カードの交付を受ける者の個人情報が対象となる。

(C委員)個人番号カードを交付した後に、交付を受けた者の個人情報は削除するのか。

(実施機関)そうである。

(B委員)個人番号と管理番号は違うものだという認識でよいか。通知カードに記載している番号のことか。

(実施機関)個人番号は通知カードに記載している12桁の番号であり、管理番号は国があらかじめ個人番号カードの交付のために示している番号であるため、それぞれ違う番号である。

(B委員)通知カードに管理番号の記載はないのか。

(実施機関)記載していない。

(A委員)本人ではなく家族が予約することは可能か。

(実施機関)世帯主が他の家族の分と併せて予約をすることは可能である。受取については、代理人が受け取るためには条件があり、原則として本人が受け取りに行く必要がある。

(B委員)受取の際に管理番号、生年月日、氏名の情報があれば、本人以外の家族が個人番号カードの交付を受けることができるのではないか。

(実施機関)予約の際は管理番号と生年月日で予約ができるが、受取の際には必ず免許証や保険証などによる本人確認を必要としている。

(B委員)それらの身分証で本人確認をするということか。

(実施機関)そうである。個人番号カードの顔写真と本人を確認し、暗証番号も確認した上での交付となる。

(C委員)Web予約受付だけでなく、電話による受付も従来通り行うのか。

(実施機関)そうである。Web予約ができない環境の方もいるため、電話による受付も併用したいと考えている。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件4】

AI-OCR及びRPAを導入予定の業務において、申請書等に記載された個人情報
を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益
上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部情報政策課

実施機関：情報政策課（長野課長、永田、池田）

—資料をもとに情報政策課から説明—

（C委員）現在、手書きによる申請書の情報を手入力して、データベース化しており、その入力過程を省力化することを目的としているという認識でよいか。

（実施機関）そうである。

（C委員）AI-OCRサーバとオンライン結合をすることについて諮問しており、RPAに関しては、オンライン結合には該当しないという認識でよいか。

（実施機関）そうである。

（C委員）紙の申請書の情報をAI-OCRサーバとオンライン結合をすることについて諮問しているということか。

（実施機関）そうである。

（B委員）AI-OCRの変換率はどの程度か。

（実施機関）約98～99%の正確性で文字データに変換できるシステムを導入しようと考えている。

（C委員）申請書のデータをAI-OCRサーバに送信し、文字データに変換されたデータを取得した後のシステム検索、転記、システム登録については、市役所内で行うという認識でよいか。

（実施機関）そうである。

（E委員）資料24ページの「システムの安全性について」において、申請書のPDFデータは、送信後5日以内にサーバ内から完全に削除されると記載されているが、市がデータを受け取った後に、サーバ内のデータを即時削除する機能はあるのか。

（実施機関）データを即時削除する機能があるかどうかについては、業者に確認する。今回のシステムは、申請書の文字データ化をリクエストする際に費用が発生する。そのため、市がPDFデータをAI-OCRに送信して、文字データをダウンロードしたのち、誤ってダウンロードした文字データを削除した場合などに、即時サーバ上から削除されていると、再度文字データ化をリクエストする必要があるため、費用が再び発生することになる。そのようなことを想定して、業者が5日間の期間を設定していると推測される。

（E委員）少しでも個人情報漏洩の危険性が少なくなるようにすべきである。サーバ上にデータを5日間残すより、市側が誤って削除しないようにし、サーバ上のデータは削除すべきではないか。

（実施機関）データの削除については、業者との細かい調整ができていないため、確認させていただきたい。

(会長) この案件については、業者に確認した後の判断にするか。

(E委員) そこまでは求めない。可能であれば、サーバ上のデータを即時削除するように要望する。

(会長) セキュリティに関しては、厳しく対応する方向でお願いします。他に意見や質問はないか。

(D委員) 以前承認した介護保険課がA I - O C Rを利用する案件の際は、介護保険認定申請に関して、申請後の処理期限があるため、事務の効率化を図りたいという趣旨であった。今回の14の業務については、限られた期限内に処理をしなければならないという基準により選定されたのか。

(実施機関) 業務によっては期限があるものもあるが、定型業務を効率化することにより、市全体としての生産性の向上に繋がりたいと考えている。

(会長) 他に質問はないか。

(B委員) 様式内に個人番号の欄があるが、どのように除くのか。

(実施機関) 個人番号は記載しないか、業務上記載が必要な場合は、スキャンする際に黒塗りにするという対応を考えている。

(会長) 今回は各課の業務が一度に承認されるという形になるがよいか。また、先ほどの意見を付した上で承認するということでよいか。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては、A I - O C Rサーバに提供した情報を可能な限り即時削除することの意見を付した上で承認される。—

【諮問案件5】

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項ただし書）について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：農業委員会事務局

実施機関：農業委員会事務局（横溝事務局長、柳瀬）

—資料をもとに農業委員会事務局から説明—

(B委員) 今回外部提供する個人情報の対象は、一般に公開されていない個人情報であるという理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(B委員) それは資料3中の情報の全てか。

(実施機関) 資料3は、請求主体ごとの農地法における情報の公開の可否であり、今回

の外部提供の対象は、一般に公開されていない農地の所有者等の住所の情報である。
(B委員) 資料3中のインターネット及び窓口は、請求主体として一般を想定しているという理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 水資源機構が行おうとしている事業と、外部提供を求められている個人情報の関連性が不明確ではないか。また、公益上の必要性があると主張する理由が、水資源機構が公益的な主体であるからなのか、これから行おうとしている事業には公益性があるからなのかについても不明確であり、事業を行うに当たり提供を求められている情報が網羅的である点に違和感がある。

(B委員) 個人情報の提供を求める主体が土地改良区であれば、農地法により農地の所有者等の住所を含む個人情報を提供できるのか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 水資源機構は土地改良区と同様に公的な機関であるから、情報提供したいということではないのか。

(実施機関) 水資源機構とは、水資源機構開発促進法の規定により、水資源基本計画に基づいて、水資源の開発や、用水を必要とする地域に対して水の安定的な供給を図ること等を目的としている公共的な行政法人である。今回、次期事業の検討をするに当たり、全体的な計画を立てるために、受益者等のデータの提供を受けたいということであった。

(E委員) 提供した住所をもとに水資源機構から農地の所有者等に直接何らかの通知を送付するのか。

(実施機関) 住所は、あくまでも名簿上で本人の特定のみを使用する。

(E委員) 3条資格者とは何か。

(実施機関) 土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加できる者である。例として、自作地における所有者、貸借地における耕作者が挙げられる。

(B委員) 農地の所有者や耕作者に直接連絡をとる必要があるため、水資源機構から情報の提供を求められているわけではないのか。

(C委員) 3条資格者に対して、次期事業の説明をすることが前提にあるのではないか。

(実施機関) 水資源機構から明示は無かったが、土地改良区への説明は予定されているので、3条資格者に対する説明を行うことも想定される。

(C委員) 説明自体はまだ近々の予定ではないが、将来の必要性のために、現段階で情報提供を求めているということか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 水資源機構は県や国と同列だから、公益的な主体だということなのか。この事業が農林水産省から承継されたので、公益性があるということなのか。その辺りがよく分からない。また、本人通知省略の理由は不十分ではないか。

(事務局) 本案件については、実施機関において外部提供の必要性等についての整理が不十分であるため、改めて整理した上で、次回の審議会でも改めて説明させていただきたい。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては、次回の審議会で改めて説明することとなる。—

3 次回の開催について

以上